

第4号様式(第10条関係)

## 会 議 録 (要 旨) (案)

会 議 名	令和2年度第5回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	令和2年11月9日(月) 午前10時～正午
開 催 場 所	委員会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐藤委員 諸江委員 鈴木委員 安部委員 小野委員 山口委員 後藤委員 吉澤委員 福井委員 欠席者：牧委員 事務局：環境担当部長、ごみ対策課長、ごみ対策課係長 ごみ対策課主事2名
議 題	1 実施計画（素案）について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について 今回の審議内容を踏まえ、次回の審議会にて実施計画（素案）について、審議会の方針を決定することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ●=委員 ○=事務局等	1 報告事項 第4回廃棄物減量等推進審議会会議録（要旨）について  2 議題 議題1 実施計画（素案）について ○ 資料2を基に実施計画（素案）第2章について、説明を行った。 [主な意見] ● 集合住宅では、不法投棄があると、その管理者が費用を負担して処理をしている。都営村山アパートでは、自治会で不法投棄等の対応をしており、不法投棄がされるたびに自治会で費用を負担し続けることは適正な行為ではない。 家庭ごみを有料化することにより、不適正排出があった場合に、自治会の費用負担が増えることとなる。そのような状況では、自治会等が管理を受諾するとは考えにくい。そこで、入居者により組織される団体が財政的負担を強いられないような管理方法と支援方法について具体化をする必要がある。 他市は集合住宅への対策についてどのようなことを行っているのか。 ○ 事務局としては、集合住宅に対する不法投棄及び不適正排出に対する支援の方針については、捨てられてしまったごみに対する支援ではなく、ごみが不法投棄及び不適正排出されないことに対する支援を念頭に検討したいと考えている。 また、日野市に集合住宅への不法投棄対策について確認をしたところ、集合住宅敷地内に投棄されたごみについては、管理者責任の原則から、集合住宅の管理者（都営住宅では自治会）の負担により処理をしているとのこと。 ● 有料化となった場合に、単なる不法投棄と指定収集袋を使わずに不適正に排出されるのとは別問題ではないか。 ○ 現在、収集時に不適正排出が確認された場合には、警告表示をして集積所に残している。排出した本人が改めて対応するのが原則だが、改善されない場合は、自治会や住民の方に対応していただいている状況である。今後も、不法投棄及び不適正排出防止の

観点から、自治会等の皆様と連携して不適正排出などへの指導を行っていききたい。

- ごみ減量に向けて充実する施策のイ「食品ロス削減の推進」について、武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画において、「食品ロスの削減を進めるため、現状や削減の必要性について認識を深め、主体的に行動できるように啓発します。」と掲げられていることから、食育とのタイアップのような文言を追記し、担当課と連携した施策ができれば良いのではないかと。
- 当計画の主な取組に掲げているフードドライブについては、昨年4月から毎月第3週を「フードドライブウィーク」と位置付け未利用食品を回収し、子ども食堂やフードバンク事業を行っている武蔵村山市社会福祉協議会に対し寄付を行っている。  
食育イベントや消費生活展において、食品ロス削減に係る周知を行うことは可能であると考えているので、文言を追記させていただく。
- 拡大生産者責任を踏まえた取組の推進のア「小売業者への要請」について、エコショップ制度の詳細を教えてください。
- エコショップ制度要綱（案）について、資料9を基に、目的と認定条件、各主体の役割について説明を行った。
- エコショップの取組に対して、「少なめでの注文できます」など統一的な取組があると、盛り上がるのではないかと。
- 評価基準の項目数をもう少し絞った方が参加してもらいやすいのではないかと。
- 拡大生産者責任の観点から、資源物の店頭回収は必須項目としても良いのでは。店舗単体では難しい等があれば、商店街で設置するなどの対応も可能かと思われる。
- 実際の店舗等に話を伺うなどした方が良いのではないかと。
- エコショップ制度については、環境対策に取組む店舗のイメージアップとなるよう、取組の内容を市のホームページ等を利用して市民に周知をしたいと考えている。また、店舗と市とのつながりを作るということも一つの目的と考えており、認定基準については、それぞれ、小規模の店舗でも認定を受ける事が可能となるように、項目を決定している。  
今後、運用していく中で、様々な意見をいただくこととなると思われる。その中で、いただいた意見を基に必要な応じて、要綱の改正を行っていく。
- 小さい製品プラスチックを本市は不燃ごみ、東大和市は可燃ごみとして排出しているにもかかわらず、可燃ごみの量がそれほど変わらないようだが、本市の可燃ごみ量は多いということか。
- その通りである。
- ペットボトルの量が本市よりも東大和市の方が多いうのだが、何か要因はあるか。
- 本市以外の2市は家庭ごみを有料としているため、排出量が全体的に少なくなっている。東大和市は、セブンアンドアイホールディングスと地域活性化包括連携協定を結んでおり、その中の環境対策の一環として、一部のセブンイレブンにて、ペットボトル自動回収機を設置している。また、店頭で資源物の回収を行っている店舗をリサイクル協力店として周知を行っている。これらが、ペットボトル排出量が少ない要因であると思われる。
- 本市でも同じことはできないか。
- 地域活性化包括連携協定の一部として行っている事業であるため、本市で同様の取組をしてもらうというのは難しいと思われる。

- 容器包装プラスチック（以下、「容プラ」という。）とペットボトルを排出段階で分別する場合、武蔵村山市資源リサイクルセンターに支払っている費用が減るということで良いのか。
- その通りである。ただし、収集方式により、新たな資源物の選別業務が発生する可能性もあるが、容プラ・ペットボトルの分別に係る費用が大きいと、全体としては減額となる見込みである。
- 資料4の品目ごとの処理費用について、売却をしているものは、売却による歳入を引いた額か。
- 売却による歳入は考慮していない。容プラ及びペットボトルについては、引渡しを小平・村山・大和衛生組合が行っているため、売却額は負担金から差し引かれることになる。
- 処理費用について、品目ごとに単位が重量になっているが、密度が品目ごとに違うため、収集に係る経費は容量の方が適しているのではないか。
- 各数字の根拠が重量で示されているため、重量で表記した方が分かりやすい。また、収集費用の算出には、収集車の走行距離等よりも収集車の保有台数が基礎となるため、容量の大小にはそれほど左右されない。
- ごみ処理に、市民一人当たり税金をいくら使っていて、ごみをこれだけ減らせば、税金による負担がいくら減る。という伝え方をすると、ごみ減量意欲が出てくるのではないか。
- お金よりも、環境対策であることを重点に置いた方が良いのではないか。
- 環境対策であるということを伝えていくことも重要だと考えている。ごみ処理に係る経費についても、伝え方を工夫しながら示していきたい。
- 資料6の日野市における拡大生産者責任に向けた取組について、導入前後での比較はあるか。
- 前後での比較については確認していない。
- 東大和市のセブンイレブンのように、本市でもコンビニエンスストアで資源物の回収ができるようにならないか。
- そういった協議の場を設けるということも含めて、エコショップ制度を活用していきたい。
- そのお店で買ったもの以外のものや色付きのものを回収できるかなどの条件も重要である。
- 指定収集袋の金額について、適正金額の設定ではなく、使用料の設定であると考えられる。市民を対象に行った基礎調査アンケートの結果と他市の金額設定の状況から妥当であると考えられる。
- この金額とする根拠はあるか。
- 資源物とそうでないものとの価格差を設けて、分別の動機付けとする目的がある。
- 袋をなるべく買わないで済むように設計しないと、単なる値上げになってしまう。指定収集袋の収入をコンポストやキエーロに対する補助として使うなど、ごみを出さないで済むように制度設計をしていくことが重要である。
- 有料化導入後、歳入及び歳出を整理したものをお示しする必要があると考えている。予算が決定していないと詳細を示すことは難しいが、導入前についても経費について示せるよう検討したい。
- 袋の色について、可燃は赤系、資源ごみは緑系など、イメージしやすい色にした方が良いと思う。

	議題2 その他 ○ 次回の審議会は、12月21日（月）の午後2時30分から開催する。詳細については、改めて各委員に連絡する。
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u>16人</u>
-----------------	---	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	協働推進部	ごみ対策課(内線：293)
-------	-------	---------------

(日本工業規格A列4番)